

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある**地域資源の活用**等を通じた**所得・雇用の増大**を図る取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への**販売促進、付加価値の向上**等を通じた**地域経済の活性化**を図るため、山村の特色ある**地域資源の潜在力**を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限1,000万円/地区）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催支援

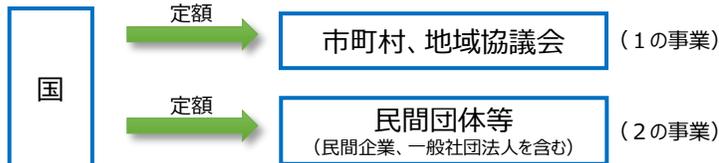
バイヤー等との商談会や販売会の開催など、山村の**地域資源を活用した商品の販路開拓に向けた取組**を支援します。

② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した**新ビジネス**をより効果的に創出するため、商品づくりに必要な**マーケティングのノウハウに係る基礎講習**、ビジネスモデル作成に関する**実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 山村活性化対策事業

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

地域資源を活用するための
合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等



合意形成・計画づくり

地域資源の消費拡大や販売促進、
付加価値向上等を図る取組

地場農林水産物を使った地域産品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討、ECサイトの立ち上げ 等 地域産品の加工・商品化



地域資源を活用した
ビジネス創出の
支援

外部専門家によるマーケ
ティングに関する基礎講
習

ビジネスモデル作成に関
する企画コン
ペ形式WS

2. ② 山村振興セミナー支援

2. ① 商談会開催支援

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会・
販売会の開催・運営、販売力向上セミナー 等



商談会の開催

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大
に向けた取組の推進

山村活性化対策事業 支援内容・助成対象

支援内容

資源量調査・資源確保策対応：地域資源の賦存状況・利活用状況調査、栽培講習会等

人材育成：地域ワークショップ開催、技術取得・技術普及向け研修会実施等

商品開発・既存商品改良等：地域資源を活用した新商品開発（既存商品改良）、市場調査（試験販売）、名物メニュー・観光プログラム開発、モニターツアー実施等

販路開拓・拡大：キャッチコピー作成、ブランディング戦略検討、広報活動、展示商談会出展、HP（ECサイト）立ち上げ等

助成対象

役務費、委託料、資材等購入費、機械賃料、人件費、旅費 等

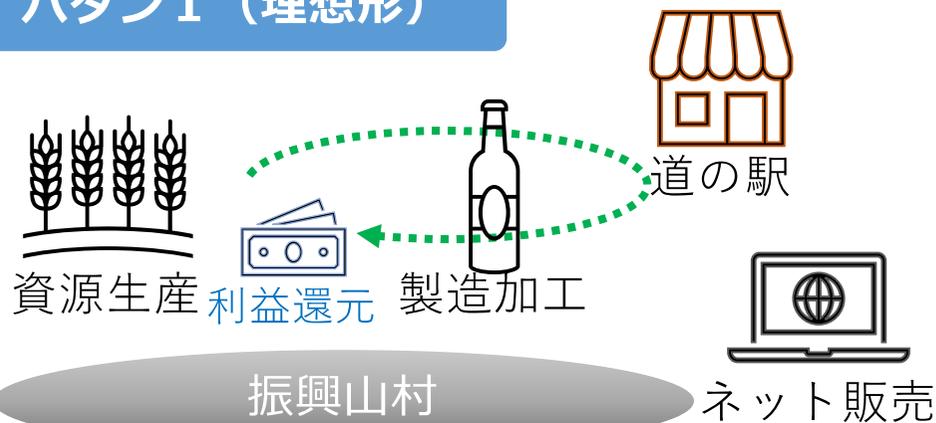
（補助率：1地区当たり上限年間1,000万円×3年間まで（定額＝100%））

山村活性化対策事業 実施要件・実施主体

事業実施要件

- **山村振興計画**（H27法改正を踏まえたもの）が作成されていること
- 振興山村の地域資源を活用し、振興山村の所得・雇用を増大する取組であること
（雇用、販売額等の増大に関する目標を設定）

パターン1（理想形）



パターン2（実施可能）



事業実施主体

- 振興山村を有する市町村
- 振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会（※）
（※市町村役割：経理事務の監督）

中山間地域所得確保対策 <一部公共>

【令和5年度補正予算額 15,903百万円（優先枠を設けて実施）】

<対策のポイント>

中山間地域において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、**地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援**します。

<事業目標>

中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組等を行う地区を250地区創出 [令和6年度まで]

<事業の内容>

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、**地域の農業所得確保に向けた取組を支援**します。計画策定に際し、第三者の参画を得て所得確保の確実性を高めます。

<事業イメージ>

中山間地域所得確保推進事業【80百万円】

中山間地域の所得確保に向けた計画作成に必要な取組を選択して実施

[対象地域] 特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等

[実施期間] 1年間 [交付率(上限)] 定額（500万円/地区）

[実施主体] 地方公共団体、農業者団体等

1. 中山間地域所得確保推進事業

80百万円

- ① マーケット調査
国内市場、海外市場に関する調査を支援します。
- ② 消費者動向調査
農産物、農産物加工品に関する動向調査を支援します。
- ③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析
地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況の調査・分析、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築検討を支援します。
- ④ 生産・販売戦略の検討
これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を支援します。
- ⑤ 中山間地域所得確保計画の作成
販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定します。
- ⑥ 計画の実践・改定（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）

マーケット調査、消費者動向調査

生産・加工・流通・販売現状分析

生産・販売戦略の検討



中山間地域所得確保計画の作成

販路拡大等、計画の実践

関連事業による優先枠の設定【15,823百万円】

事業実施計画に以下の関連事業を位置づけた地域は、優先的に採択・配分

- 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 産地生産基盤パワーアップ事業
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- 鳥獣被害防止総合対策

<事業の流れ>



事業要件等

事業内容：中山間地域において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーン*の構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の**農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援**します。

また、令和2年度～4年度補正中山間地域所得確保推進事業にて策定された所得確保計画の計画期間内において、成果目標の達成が困難と認められる場合に限り、**計画の見直しと実践を支援**します。

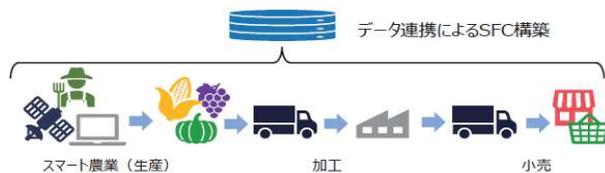
対象地域：過疎、特定農山村、振興山村、離島、半島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域

実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農業者団体等

補助率：定額（最大500万円/地区）

*スマートフードチェーン(SFC)とは？

生産から流通、加工、消費までのデータの相互利用を可能にし、農業における超スマート社会の実現を目指すこと。



事業の流れ



事業内容

①マーケット調査（国内市場・海外輸出）

→国内市場、海外市場に関する調査(事業着手前にターゲットとするマーケット(国内市場、海外輸出)及び具体的な地域を設定) 等

②消費者動向調査

→地区で生産している農産物や加工品に関する消費者の評価調査、新たに生産を検討している商品のモニター調査 等

③生産・加工・流通・販売の現状分析

→生産品目・数量・出荷実績、流通ルート・流通量、販売先・販売量等に関する実態調査・分析、事業再編等の見直し検討 等

④生産・販売戦略の検討

→購買(顧客)ターゲット、販売品目、販売経路等、ターゲットマーケティングの実施、商品の表現コンセプトの開発 等

⑤所得確保計画の策定又は見直し

→販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定
計画の見直しを行う場合は、目標の見直しも可能

⑥所得確保計画の実践

→計画に定めている取組のうち、計画初年度又は計画見直し年度の取組を
実践

※①～④は地区の実情に応じて選択して実施、⑤、⑥は必須
(計画の見直しを行う場合も同様)

お問い合わせ先（担当・連絡先）

事業	中山間地域所得確保対策 交付金(R5補正)	農山漁村振興交付金			
	中山間地域所得確保推進対策	中山間地農業推進対策		最適土地利用総合対策	山村活性化対策
	中山間地域所得確保推進事業	中山間地農業ルネッサンス 推進事業	農村RMO形成推進事業	最適土地利用総合事業	
		元気な地域創出モデル支援	農村RMOモデル形成支援	最適土地利用推進事業、〃整備事業	
担当	東海農政局 農村振興部 農村計画課				
	課長補佐(直接支払) 土地利用計画係	課長補佐(直接支払) 直接支払係	課長補佐(直接支払) 直接支払係	課長補佐(業務) 農地転用係	課長補佐(直接支払) 土地利用計画係
連絡先	住所: 〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2 電話: 052-201-7271(代表) 電話: 052-223-4629(ダイヤルイン)				